



## 第4回 熊野川懇談会設立準備会を開催しました。



審議終了後、答申書を手渡す江頭委員長(右)と受取る黒谷紀南河川国道事務所長(左)

【熊野川懇談会設立準備会 答申の様子】

(於 鷺殿村生涯学習センター まなびの郷 (H16.8.2))

### ◆ 熊野川懇談会の構成員、運営のあり方 答申へ ◆

平成16年8月2日(月)に、鷺殿村 生涯学習センター まなびの郷 において、第4回 熊野川懇談会設立準備会を開催いたしました。

今回は、熊野川懇談会の委員候補を確定するとともに、熊野川懇談会の運営のあり方をまとめた規約(案)、情報公開方法(案)等を策定し、近畿地方整備局紀南河川国道事務所長に対して答申を行いました。

なお、設立準備会は、答申行ったことにより第4回で終了しました。本答申を踏まえて、熊野川懇談会が今秋にも設立される予定です。

## ◆審議内容

第4回の会議では以下の審議を行いました。

- 委員選考の経緯と結果について
- 熊野川懇談会の運営のあり方について
- 熊野川懇談会設立準備会 答申（案）について
- その他

## ◆審議結果

審議の結果は以下のとおりです。

委員選考の経緯と結果について

- ・ 選考にあたっては、設立準備会委員のほかに、以下の項目に該当するひとを選考することとしました。
  - 熊野川に関する審議をする際に必要な専門知識を有しているひと
  - 熊野地方の歴史・文化等に詳しいひと
  - 熊野川流域での調査研究を通して熊野川の特性を理解しているひと
  - 熊野川の流域の特性に詳しく、熊野川に関して積極的に活動しているひと
- ・ 委員候補については、治水等の工学分野において6名、自然、人文社会、環境等の分野において7名、地域の特性に詳しいひと3名、計16名を選考しました。
- ・ 第3回設立準備会において選考された16名の候補者から、委員就任の内諾を得られたことにより、熊野川懇談会の委員候補が確定しました。（別表-1参照）

熊野川懇談会の運営のあり方について

- ・ 熊野川懇談会の運営のあり方について審議を行い、懇談会の規約および情報公開方法の原案となる、規約（案）、情報公開方法（案）を策定しました。

## ◆設立準備会答申

熊野川懇談会設立準備会の答申について

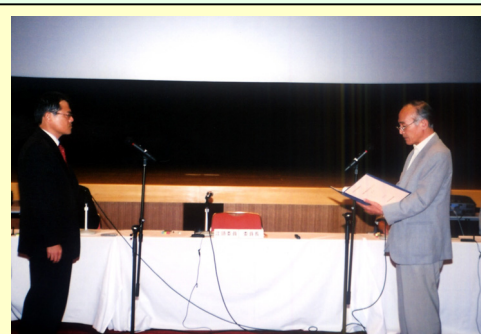
- ・ これまでの審議結果を踏まえ、設立準備会を代表して江頭委員長が、近畿地方整備局紀南河川国道事務所長に「熊野川懇談会のあり方について」の答申を行いました。



会場風景（きらめきホール）



準備会での審議風景



答申の様子（右：江頭委員長  
左：黒谷紀南河川国道事務所長）

## 熊野川懇談会規約(案)

第1条 本規約は、「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という。）の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

### （設置）

第2条 懇談会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置する。

### （目的）

第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画（直轄管理区間）」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。

### （懇談会運営）

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。

2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第6条 懇談会は、委員長が召集する。

2. 懇談会の運営（議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表）は懇談会が行う。

3. 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上の賛成をもって意思決定を行う。なお、少数意見は、懇談会が必要と認めるものについてこれを付す。

5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。

6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く（書面を含む）ことができる。

7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。

8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いについては、委員長が判断する。

### （情報公開）

第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。



## 熊野川懇談会規約(案)(つづき)

### (庶務)

第 8 条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

会議資料(案)の作成、 議事録(案)の作成、 会議内容のとりまとめ(議事骨子)及び公表資料(案)の作成、 懇談会の議事・運営補助、 その他

### (規約の改正)

第 9 条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

### (雑則)

第 10 条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール、FAX、原稿送付等)でのみ受け付ける。

第 11 条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

### (付則)

第 12 条 この規約は、平成 16 年 月 日から施行する。

## 熊野川懇談会の情報公開方法(案)

第 1 条 熊野川懇談会規約第 7 条に基づく情報公開の方法について以下のように定める。

第 2 条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。

第 3 条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるよう配慮する。  
2. 懇談会の傍聴は、先着順とする。

第 4 条 懇談会の資料および議事骨子および議事録は公開する。ただし、プライバシー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの限りではない。

第 5 条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会ホームページ、所定の関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料負担の条件で提供する。  
2. 議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。  
3. 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、ホームページで公開する。

第 6 条 記者会見は、委員長判断により必要に応じてこれを行う。

## 別表1 熊野川懇談会委員候補

五十音順 敬称略

	氏名	専門分野	所属等
1	井伊 ひろゆき 博行	水循環、水質（河川・地下水）	和歌山大学システム工学部教授
2	うらき せいじゅうろう 浦木 清十郎	歴史・文化、観光、林業	浦島観光ホテル(株)会長 浦木林業(株)社長
3	えがしら しんじ 江頭 進治	河川・砂防（流砂系）	立命館大学理工学部教授
4	きもと よしお 木本 凱夫	農業水利	三重大学生物資源学部助教授
5	きよあか ゆきこ 清岡 幸子	地域の特性に詳しい	新宮商工会議所女性会会長
6	こうさか じろう 神坂 次郎	歴史・文化	作家、劇作家
7	しいば みちはる 椎葉 充晴	水文・水資源	京都大学大学院地球環境学堂教授
8	たかす ひでき 高須 英樹	植物、生態系	和歌山大学教育学部教授
9	たきの しゅうじ 瀧野 秀二	水生生物、植物	和歌山県立新宮高等学校教諭
10	たけなか ふみひろ 竹中 文博	広報	(株)和歌山放送相談役
11	つだ あきら 津田 晃	地域の特性に詳しい	(有)津田林業代表取締役
12	なかしま ちとせ 中島 千登世	地域の特性に詳しい	河川を美しくする会 副会長
13	はしもと たくじ 橋本 卓爾	農業経済、地域政策	和歌山大学経済学部教授
14	ませ はじめ 間瀬 肇	海岸・海域災害	京都大学防災研究所助教授
15	やまもと しげお 山本 殖生	熊野の歴史・文化・信仰	新宮市熊野学情報センター準備室長
16	よしの りゅうじ 吉野 隆治	発電水力、水源地域対策	(財)電力土木技術協会専務理事

## 設立準備会 答申までの歩み

### ◆ 熊野川懇談会設立準備会メンバー

これまで、熊野川懇談会の設立に当たり活動した、設立準備会メンバーは下表のとおりです。

<五十音順 敬称略>

氏名	分野	所属
えがしら しんじ 江頭 進治	河川・砂防	立命館大学理工学部教授（ ）
きもと よしお 木本 凱夫	農業水利	三重大学生物資源学部助教授
こうさか じろう 神坂 次郎	歴史・文化	作家・劇作家
たきの しゅうじ 瀧野 秀二	生 物	和歌山県立新宮高等学校教諭
たけなか ふみひろ 竹中 文博	広 報	株式会社和歌山放送相談役

（注 委員長）

### ◆ 熊野川懇談会設立準備会のこれまでの活動

設立準備会では、以下の会議を開催し、熊野川懇談会のあり方について審議を行ってきました。

年 月 日	事 項
平成 15 年 12 月 20 日	第 1 回 熊野川懇談会設立準備会 （委員長選出、準備会の運営規定、情報公開要領の策定等）
平成 16 年 3 月 26 日	第 2 回 熊野川懇談会設立準備会 （懇談会の組織構成について、公募委員の選出方法について）
4 月 17 日	熊野川懇談会委員の募集（推薦、公募）
5 月 10 日	（公募委員の募集チラシの配布、委員推薦の依頼） 公募委員募集の締切り
平成 16 年 6 月 19 日	第 3 回 熊野川懇談会設立準備会（非公開） （委員候補の選考審議）
平成 16 年 8 月 2 日	第 4 回 熊野川懇談会設立準備会 （委員候補の確定、懇談会の規約、情報公開方法の策定） 熊野川懇談会設立準備会 答申

### ◆熊野川懇談会は今秋開催される予定です◆

熊野川懇談会は、熊野川、相野谷川、市田川の直轄管理区間(猿谷ダム管理区間を含む)の今後 20 年～30 年の河川整備内容について審議する会議です。原則公開で開催されますので、熊野川に関心をお持ちの方は、是非会議にご参加下さい。なお、会議の開催日時は事前に国土交通省紀南河川国道事務所のホームページ、新聞の折込チラシ等でご案内いたします。

#### 問合せ先

熊野川懇談会設立準備会ニュース No4

平成 16 年 8 月発行

【編集・発行】 熊野川懇談会設立準備会

ホームページ：http://www.kumanogawa.org/

【連絡先】 熊野川懇談会設立準備会事務局 担当 菅沼

三井共同建設コンサルタント(株)内

TEL(0739)23 5528 FAX(0739)23 5529

E-mail info@kumanogawa.org